

○ 議会棟ロビーモニター視聴要領

(令和8年4月8日)

(趣旨)

第1条 この要領は、本会議、常任委員会及び特別委員会（以下「会議」という。）の議会棟1階ロビーに設置したモニター（以下「モニター」という。）による視聴（以下「視聴」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放映の範囲)

第2条 会議は、次に掲げる場合を除きモニターにより放映する。

- (1) 秘密会とする場合
- (2) 委員長又は副委員長の互選を行う場合

(視聴場所)

第3条 視聴を行う場所は、議長が指定する視聴コーナー（以下「視聴コーナー」という。）とする。

(音声聴取機器の貸出しの申込等)

第4条 視聴を行うに当たり、音声を聴取するための機器（以下「機器」という。）の貸出しを希望する者は、議会棟1階受付において音声聴取機器貸出簿に住所、氏名及び電話番号を記入することにより申し込むものとする。

- 2 前項の規定による申込みは、会議の開会予定時刻の15分前から当該会議が終了するまで行うことができる。
- 3 第1項の規定による申込みを行った者は先着順に機器の貸出しを受け、視聴を終了した後は、速やかに受付に機器を返却するものとする。
- 4 前項の規定により機器の貸出しを受けた者は、第三者に転貸し、又はみだりに視聴コーナーの外に機器を持ち出してはならない。

(視聴者の守るべき事項)

第5条 視聴を行う者（以下「視聴者」という。）は、職員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 携帯電話等は電子音が鳴らないように設定すること。
- (3) その他他の視聴者の視聴を妨害するような行為をしないこと。

2 議長は、前項に違反した視聴者に対し、視聴コーナーからの退出を求めることができる。

(損害の賠償)

第6条 視聴者は機器を毀損し、又は亡失したときは、その責めを負うものとする。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、視聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月8日から施行する。